

第62回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 議案1 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について 議案2 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について 議案3 広告物活用地区制度の活用について 報告事項 1 広告付案内サインの整備について 2 観覧車「コスモクロック21」の照明演出について 3 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について 4 商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について
日 時	平成31年2月14日(木) 午後2時00分から3時52分まで
開催場所	関内中央ビル5階 特別会議室
出席者 (敬称略)	委 員：岩村和夫、河住志保、小泉雅子、竹内淳、田中喜芳、中谷忠宏、村上弘一、山崎洋子 事務局：嶋田稔(都市整備局地域まちづくり部長)、鵜田傑(都市整備局景観調整課長)、 吉田直樹(都市整備局景観調整課景観調整係長) <b>【議案2】</b> 事業者：株式会社DeNAベ이스ターズ <b>【議案3】</b> 説明者：三浦道成(市民局ラグビーW杯2019推進課担当係長) <b>【報告事項1】</b> 関係課：松中 渉(都市整備局企画課担当係長) 渡辺荘子(都市整備局都市デザイン室担当係長)
欠席者 (敬称略)	大川一平、馬場勝己
開催形態	公開(傍聴者0人)
決定事項	
議 事	開 会  <b>(事務局) 鵜田景観調整課長</b> お時間となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、また冷える中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから、第62回横浜市屋外広告物審議会を始めたいと思います。 まず初めに、今回委員をお引き受けくださりまして、どうもありがとうございました。引き続きやられている方もいらっしゃいますが、今回3人新しいメンバーが入っております。初顔合わせという方もいらっしゃいますので、まずは簡単に自己紹介をしていただけたらと思っております。資料の3ページをご覧くださいと思いますが、名簿がございます。五十音順になっておりますが、その順でご紹介をしていただけたらと思います。まず、岩村委員です。 <b>(岩村委員)</b> 岩村でございます。よろしくお願いいたします。大分年をとりましたけれども、何とか頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 <b>(事務局) 鵜田景観調整課長</b> 次に大川委員ですが、出席の連絡はいただいているものの、現在いらっしゃらないという状態です。次に河住委員でございます。 <b>(河住委員)</b> 河住と申します。よろしくお願いいたします。弁護士をしております、すぐ近くの事務所でふだんは法律に従事しております。よろしくお願いいたします。 <b>(事務局) 鵜田景観調整課長</b> 次に、小泉委員でございます。 <b>(小泉委員)</b> 多摩美術大学のグラフィックデザイン学科研究室の教員をしております小泉と申します。初めて委員に加えていただきまして、いろいろ勉強させていただきながらお力添えできたらと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

ありがとうございます。次に、竹内委員です。

**(竹内委員)**

神奈川県都市整備課長の竹内と申します。よろしくお願いいたします。神奈川県で屋外広告物を所管しております。よろしくお願いいたします。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

次に、田中委員です。

**(田中委員)**

田中喜芳と申します。横浜で生まれ育って、今年で67年になります。今までの経験とか知識が少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

次に、中谷委員です。

**(中谷委員)**

中谷でございます。近所で旭広告社という広告代理店をやっております、商工会議所議員としてきょうは出席させていただいております。初めてこういった会議に出るのでちょっと緊張しておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

次に、村上委員でございます。

**(村上委員)**

横浜市商店街総連合会から参りました村上と申します。引き続きでございますが、よろしくお願いいたします。仕事は保土ヶ谷区和田町で書店でございますので、よろしくお願いいたします。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

最後に、山崎委員でございます。

**(山崎委員)**

山崎と申します。横浜のことを割とたくさん、小説やノンフィクションやエッセイに書いたりしゃべったりしております。よろしくお願いいたします。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

ありがとうございました。なお、馬場委員におかれましては、本日所用のため、事前に欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、事務局を代表いたしまして、地域まちづくり部長の嶋田から挨拶させていただきます。

**(事務局) 嶋田地域まちづくり部長**

どうも皆さん、こんにちは。このたびは、横浜市の屋外広告物審議会委員をお引き受けいただいたことに改めてお礼を申し上げます。本日、所用でご欠席の委員もいらっしゃいますが、このメンバーで2年間、これから進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これからの2年間の間に、ご承知のとおりラグビーワールドカップ2019™大会や東京2020オリンピック・パラリンピックなど、大きな国際大会がございます。恐らくこういった大会ではさまざまなタイプの屋外広告物が出てくるかなと見込まれておりまして、今まで我々が持っているルールとか、なかなかそのとおりは合致しないものも出てくるかなと思っております。我々としまして、国を挙げてのそういったイベントの盛り上げというものを大事にする姿勢もございまして、そういった対応策につきましても、本日は議題の一部に入っております。

また昨今、屋外広告物の安全性というものも何かと注目されてございまして、老朽化や年々台風シーズンで非常に強化している中で、全国的に事故も発生しているということでございます。本市において、安全対策についても取り組んでいるところでございます。後ほどご紹介をさせていただきます。

このほか、本審議会では条例ですとか規則の解釈についてのご意見を伺うこともございます。いろいろな議題を今後は取り扱ってご審議をいただくということになるかと思っております。それぞれ委員の皆様にはご専門分野以外にもより幅広い視点からさまざまなご意見等をいただいて、屋外広告物条例の目的でございます横浜の良好な景観形成というものにつなげたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

それでは、会議に移りたいと思いますが、横浜市屋外広告物条例施行規則では、会議の議長は審議会の会長が務めるということになっております。会長の選出は議案1で行いますので、それまでの間、進

行は私が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、審議会の成立について確認いたします。本日、10名の委員中、現在8名が出席でございます。委員の半数以上の出席となっておりますので、規則第31条第2項により審議会は成立しております。

審議事項

**議案1 横浜市屋外広告物審議会の役員選出について**

**(事務局) 梶田景観調整課長**

それでは議案1、横浜市屋外広告物審議会の役員選出についてに移りたいと思います。資料の5ページをご覧ください。施行規則を載せておりますが、その30条に「審議会に会長及び副会長1人を置く」、第2項に「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」とされております。任期が新しくなりましたので、改めて会長、副会長を選出したいと思います。自薦、他薦、あるいはご意見などありましたらお願いいたします。

**(竹内委員)**

もし事務局のほうでお考えがあればお示しいただければと思います。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

ありがとうございます。事務局といたしましては、会長には前期まで副会長を務めていただいた岩村委員、それから副会長には、昨年、今年と商店街の安全点検についてもさまざまなご協力をいただいた村上委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

**(事務局) 梶田景観調整課長**

ありがとうございます。では、会長、副会長、前の席にご移動いただけますでしょうか。

(岩村会長、村上副会長、席移動)

**(事務局) 梶田景観調整課長**

では、ここからは岩村会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**(岩村会長)**

それでは、ご指名でございますので、今期の会長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。商店街で大変ご経験の深い村上さんと一緒にできるということでありたく思います。

**(村上副会長)**

いや、不慣れでございます。よろしくお願いいたします。

**(岩村会長)**

先程、本日の会議の成立については確認がありましたけれども、ほかに何かありましたらお願いいたします。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

会議の公開、非公開について確認したいと思っております。横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は原則公開とされております。また、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に「附属機関の長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる」と規定されております。本日は審議事項3点、報告事項4点でございますが、いずれも非公開にすべき内容ではございませんので、全て公開ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(了承)

**(岩村会長)**

よろしいですね。では、事務局案のとおり公開としていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

ありがとうございます。

**(岩村会長)**

それでは、きょうは随分議案がありまして、報告事項も多く、その中には大事なこともいっぱい含まれていますので、議事進行にご協力の程よろしくお願いいたします。おおむね2時間ぐらいですかね。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

2時間弱だと思います。

**(岩村会長)**

では、議案1の続きに移りますので、事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局) 埴田景観調整課長**

資料の6ページ、7ページをご覧ください。デザイン審査部会についてでございます。平成27年1月にデザイン審査部会を設置しておりますので、部会の委員及び部会長の選出をお願いしたいと思っております。規則の第33条第2項により部会の委員は会長が指名し、第3項により部会長は部会の委員の互選により決定するというようになっております。前期までの状況ですが、岩村会長を含め3人の委員に部会の委員をお願いしてまいりました。そのうち、岩村会長以外のお二人は昨年11月をもって退任しております。なお現在、具体的に開催する見込みがございませんが、要綱に部会を設置することが規定されているため、部会の委員を決めておく必要があります。説明は以上でございます。

**(岩村会長)**

ありがとうございます。デザイン審査部会の委員ということですが、皆様から何かご意見等があればお願いをいたします。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、事務局から案をお示しください。

**(事務局) 埴田景観調整課長**

ありがとうございます。事務局といたしましては、前期と同様3名の委員をお願いしたいと思っております。景観やデザインを専門に研究されている岩村会長と小泉委員、それから、実際の屋外広告の現場に携わっている中谷委員をお願いするのがいいのではないかと考えております。

**(岩村会長)**

今の事務局案に対して、皆様から何かご意見はありますか。

(「異議なし」の声あり)

**(岩村会長)**

ありがとうございます。異議がないということですので、小泉委員、中谷委員、私を含めた3名を部会委員として指名することにしますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、部会長を部会メンバーの互選により選出することになっておりますが、いかがですか。私としては、ほかの自治体でも屋外広告物審議会委員を務めるなど、豊富な経験をお持ちの小泉委員にお願いできればと考えております。いかがでしょうか。

(了承)

**(岩村会長)**

小泉委員、お願いできますでしょうか。

**(小泉委員)**

はい。わかりました。

**(岩村会長)**

それでは、小泉委員に部会長をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

事務局から他に何かありますか。

**(事務局) 埴田景観調整課長**

どうもありがとうございました。先程申し上げましたように部会を直ちに開くという案件ではございませんが、今後何かありましたら相談させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

**(岩村会長)**

よろしく申し上げます。すみません、ちょっと今日声を変なものですから、聞こえづらいかもしれません。申しわけありません。

これで、議案1が終わりました。

## 議案2 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について

**(岩村会長)**

続いて、議案2の審議に移りたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局) 埴田景観調整課長**

議案2は、屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例についてでございます。9ページをご覧ください。通常は許可することができない禁止物件への広告物等を設置することについて、条例第19条第1項により、市長は、「やむを得ないと特に認める広告物」で「景観を阻害しないと認められる広告物」については、許可できるとされています。通常、これを特例許可と呼んでおります。このたび、事前相談を受けている以下の広告物について特例許可の手続きを進めたいと考えておりますので、

条例第19条第2項の規定により、審議会に意見を伺います。まず、特例許可を行おうとする広告物です。横浜公園内に設置が予定されている横浜DeNAベイスターズ関連の広告物でございまして、照明塔への広告物でございます。条例第7条に規定する禁止物件への広告物の設置となっております。

2番でございまして、特例許可の条件への適合でございますけれども、2つ条件がありますが、やむを得ないと特に認められるかということについては、本広告物は横浜市の「スポーツ振興、支援」に資するものであり、条例第19条第1項に規定する「その他の理由」により、やむを得ないと認められる広告物であると考えております。これについては、従前からの考えと同じでございます。それから、景観を阻害しないかということに関してですが、照明塔の広告は過去の審議会で、球場を持つ横浜公園の環境特性に合っており景観を阻害しないと認められたデザインを踏襲しております。参考までにこれまでのDeNAに関する特例許可を並べておりますが、照明塔に関しましては、平成25年からずっと続けているものでございます。

続きまして、株式会社横浜DeNAベイスターズから、2019年の概要について説明してもらいます。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

横浜DeNAベイスターズの里見と申します。よろしく申し上げます。今、ご紹介いただきましたとおり、2019年の横浜公園の装飾案についてご説明させていただきます。今年に関しましては、下に括弧書きがありますが、照明塔の装飾物一つのみのお話になります。

では、資料に沿ってご説明させていただきます。こちらで、我々のほうでどのような考え方で広告装飾案を出させていたかというのを簡単にご説明させていただきます。街の中にもいろいろな箇所に広告、装飾を出させていたかと思いますが、全て同じ考え方ではなくて、球場を中心にエリアで分けて考えております。より球場に近い、球場そのものですか近い横浜公園というのをPhase1と呼んでございまして、ここはスポーツの持っている、選手であったり、スリリングなもの、わくわくするものを中心にビジュアルをつくったり装飾をしております。Phase2というのが、最寄りの駅であったり周辺の街になります。こちらに関しては、もちろん試合のない日というものもありますし、シーズンオフというものもありますので、そのときに見ても違和感がなかったり、そういったことをテーマに装飾をつくっております。Phase3というのは、タイミングとかイベントに合わせて出すような広告といったものを我々のほうでは考えております。今回お話しさせていただくのがPhase1の横浜公園に当たるということです。

今年に関してなのですが、全体のPhase1、Phase2、Phase3にかかわるコンセプトとしては、次のページの年間ビジュアルのコンセプト、BLUE STARとなっております。こちらは詳しく読むのは割愛しますが、チーム、ラミレス監督が定めた「GO BEYOND THE LIMIT」という今年のシーズンスローガンがありまして、限界を超えるというものなのですが、そういったものとかを加味しながら、年間でテーマを決めてビジュアルをつくっております。

資料を進めさせていただきますと、Phase1の中でもさまざまな種類をつくっているのですが、メインのビジュアルというのが右側にあります3種類です。こういったビジュアルをつくっております、それを各所にいろいろちりばめて展開していきたいなと思っております。

今回のところでは、関係ありませんが、街なかのところに出すPhase2に関しての資料を次のページに記載してございまして、コラージュを用いております。今年、我々が1950年にセ・リーグ誕生と同時に球団ができて、ちょうど70周年に当たりますので、そういった歴史ですとか、今まで応援していただいた方々への感謝みたいなものが感じられるようなコラージュを街中には出していきたいと思っております。

めくっていただきまして、今回ご相談させていただく照明柱のデザイン案なのですが、こちらに関しましては、資料にはないのですが、昨年も似たような雰囲気の写真でさせていただいているのです。やはり球場に着いて、まず横浜公園に入って一番顔になる部分、野球を見に来た方々がまず見る部分になりますので、我々の自慢である選手たちのビジュアルを、せっかく縦に長くて大きく迫力のある媒体ですので、それを出させていただきたいと思っております。ビジュアルに関してはこれを、デザイン自体は20パターンぐらいつくっているのですが、その中でも主力選手のものを照明塔のところに掲げさせていただきたいと思っております。

さらにめくっていただきまして、これは合成のイメージですが、こういった形で掲出させていただきたいというところなんです。

掲出位置なのですが、今年は球場改修を昨年から行っております関係で1本掲出できる箇所が減りまして、合計4本、面数でいうと8面なので、8選手分こういったものを掲出させていただきたいと思っております。掲出場所については赤丸がしてある位置にあります。

最後です。めくっていただきまして、先程安全面の話もありました。もう5年以上こちらをやらせていただいているのですが、材質についてはメッシュターポリンを使わせていただいております、この土台部分もパンチで、鉄骨のところもあいておりますので、風抜けとかは配慮されていて、それをロープなどで縛って、これまで台風とかが来ても事故とかはないような仕様でやらせていただいております。駆け足ですが、ご説明は以上になります。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。それでは、皆さんからご意見、ご質問をお願いいたします。私からちょっと伺いたいのですが、去年も照明柱のデザインがありましたよね。去年と違うところはどこになるのでしょうか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

ディテールになるのですけれども……

**(岩村会長)**

ディテールで結構です。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

まず、選手のポートレートがまだ去年の写真を使わせていただいているのですが、ポーズが変わって、ピッチャーであれば投球モーションに入る動作であるですか、打者に関して言うと、バットを持ってより試合の臨場感に近いようなポーズに変えております。この資料ではわかりにくくて申し訳ありません。あと、この資料でも反映されておりますのが、選手の背景に背番号が、選手に隠れている形にはなるのですが、入っております、その後ろに選手たちのプレー写真の中から厳選したものが透けて見える感じになっております。例えば、実際に試合中に本当の力で振っている筒香選手の姿であったりとか、山崎康晃選手が振りかぶって投げている姿とかが、実際に背番号の後ろの青が抜けている部分といったところに反映されるようになっております。ですので、背景が特に変わっている。あと、フォントですとか、そういったものは今年の指定フォントで、毎年変えているのですが、変更しているという形です。

**(岩村会長)**

よく見ると大分違うぞと。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。どうしても機能が変わりませんので、まず選手の顔と姿を大きく見せたいというところで、ベースは変わらないのですが。

**(岩村会長)**

去年はピッチャーもバッターも同じでしたか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

一部違う選手もいるのですが、明らかに投球動作に入ろうとしている姿ですとか、そういったものは去年はなかったです。

**(岩村会長)**

今年はぜひ3位以内に入ってください。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

ありがとうございます。優勝したいと思っております。

**(岩村会長)**

そう、優勝ね。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

まず3位以内ということで、優勝したいと思います。

**(岩村会長)**

ほかに何かご質問やご意見はございますか。ちょっとこの写真だと実際はわかりませんよね。色味とか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。どうしても我々都合なのですが、外国人選手とかも含めた選手たちが集まってくるのが2月で沖縄に集まってくるので、去年の写真を用いているのでちょっとわかりにくい部分があるのですけれども。

**(岩村会長)**

なるほど。日本大通りの駅の中や構内に、この写真は掲出するのですか、しないのですか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

一応、まだ予定なのですが、掲出させていただきたいと思っております、改札の階に柱が幾つもあるので、そこに柱巻きをいつも施させていただいているのですが、そこに出す予定です。

**(岩村会長)**

いかがでしょうか。ご自由にどうぞ。

**(竹内委員)**

この19条の許可の特例というのは、横浜スタジアム以外で何かやった事例というのですか、許可した事例というのはこれまでに何かあるのですか。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

例年出てきておりますのが、夏に株式会社ポケモンがイベントを行うに当たりまして、本来の基準を超えた、例えば壁の割合を超えている、もしくは広告板の面積を超えている、そういったものを出している、それらを例年行っております。

**(竹内委員)**

ありがとうございます。

**(岩村会長)**

特例につきまして、後ほど詳しくまた議論することになると思います。ほかにいかがでしょうか。副会長、いかがですか。

**(村上副会長)**

例年やっていたということですから大丈夫ではないですか。安全を第一に。安全がもう本当に今大事ですから。風で飛んでしまったりね。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。

**(岩村会長)**

特に今、工事中ですからね。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。

**(村上副会長)**

あの工事はいつ終わるのですか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

2020年の春に全て完成いたします。

**(村上副会長)**

そうですね。ちょっとまだかかりますね。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。

**(岩村会長)**

ですから、工事をやりながらやるのですね。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

なので、今回出させていただくのは、特に工事の影響は受けたい箇所にはさせていただいております。

**(岩村会長)**

オリンピックが終わった後もずっと客席が増えたままなのですか。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

はい。常設というか。

**(岩村会長)**

収益が上がりそうですね。

**(事業者) 株式会社横浜DeNAベイスターズ**

そうですね。

**(岩村会長)**

ほかに特にご意見がないようでしたら事務局案のとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

**(岩村会長)**

どうもありがとうございました。

### 議案 3 広告物活用地区制度の活用について

**(岩村会長)**

それでは、続きまして議案 3 に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

議案は、広告物活用地区制度の活用についてでございます。今年、ラグビーワールドカップ2019が開催されるわけですが、その際にいろいろな広告物が出てくるわけです。それについて、あらかじめ基準等を緩和しスムーズな掲出をできるよう、この制度を使いたいと考えています。実際の説明に入る前に、29ページの別紙でございますが、ラグビーワールドカップ2019に係る都市装飾について、市民局からまずこういった装飾が出てくるということをご理解いただきたく、説明させていただきます。

**(説明者) 市民局ラグビーW杯2019推進課三浦担当係長**

ラグビーW杯2019推進課の三浦と申します。よろしく申し上げます。こちらの別紙に基づいてご説明させていただきます。

ラグビーワールドカップに係る都市装飾についてということですが、そもそもラグビーワールドカップとはというところからご説明させていただきます。夏季オリンピック、サッカーワールドカップと並ぶ世界3大スポーツイベントの一つと位置づけられておりまして、今回日本というよりもアジアで初めて開催され、横浜で決勝・準決勝を含む7試合が開催されるというものでございます。開催の期間としては、(1)大会開催期間のとおり、今年の9月20日に開幕戦を迎えまして、11月2日の決勝戦で幕を閉じるという、約1.5か月間の長きにわたって開催される大会でございます。会場は(2)のとおり、横浜国際総合競技場、いわゆる日産スタジアムで行われます。なお、横浜市以外でも東京都、神戸市など、計11都市で開催されます。次に(3)です。試合会場は日産スタジアムなのですが、それ以外にファンゾーンというものも開催します。さらに別紙で、地図のようなものがあるのですが、そちらをご覧ください。ファンゾーンは臨港パーク、右下のオレンジの丸の部分に設置されます。試合会場は左上の日産スタジアムで開催されますが、この大会期間中に試合会場とは別にラグビーのイベントスペースであるファンゾーンというものを設置いたしまして、大会を盛り上げていくとともにラグビーの普及・啓発を行っていきます。具体的な内容としましては、下の写真がイメージなのですが、大型のモニターを設置してパブリックビューイングを行うとともに、体験コーナーや飲食ブースなどで盛り上げていきます。大会期間中の土日を中心に15日間の開催予定でして、無料のスペースなので誰でも入れるような場所となっております。このような都市装飾を大会に合わせて行い、街を盛り上げていきます。

次に資料の「2」具体的な都市装飾の話にうつります。都市装飾は主に2種類に分かれます。1つが(1)の大規模展示物の設置。開催都市がラグビーワールドカップを盛り上げると同時に、開催都市の魅力・特色を国内外に印象づける格好の機会として、都市がそれぞれオリジナリティーを出して独自に行っていく都市装飾となります。前回大会のロンドンでは各開催都市それぞれ2カ所以上で実施しました。どんなものだったかということで裏面を見ていただくと、大きなバルーンによるボールとか、お城の壁にめり込んで見えるような大きなボールとか、プロジェクターを使って大きな映像を流す、といったインパクトのあるものを当時、各都市独自に実施し、とても大きな話題になったというものでございます。こちらを今年、横浜でもぜひやっていきたいと考えております。また資料に戻らせていただいて、都市装飾の内容としましては、先程のとおり、モニュメント、映像、プロジェクションマッピング、大型ポスターなどを想定しています。この「想定しています」というところなのですが、具体的な内容や場所も含めて、プロポーザル方式による提案を今まさに受けているところでございまして、場所も含めて提案を受けて決めていくという状況でございます。設置場所については、具体的には決まってはいるのですが、スタジアムやファンゾーン会場の周辺、主な観光地など、観戦者を始め多くの人々の目に触れる場所での設置を考えています。プロポーザルの中でも既にファンゾーンが設置されるみなとみらいエリアには必ず設置するよう指定しており、みなとみらいにまず1カ所、それ以外の地区にも提案内容によっては複数設置する可能性があるという設置計画となっております。ウの設置期間としては、8月20日から11月10日まで、9月20日開幕なのですが、その1カ月前から、11月2日の決勝戦の終わった1週間後ぐらいを、組織委員会が推奨している期間ということで書かせていただいています。推奨ですので、できる限り目指していく必要はありますが、関係者との調整の結果、短くなる、逆に幅広く6月頃から実施することも可能となっております。

(2)のその他都市装飾としては、こちらは一般的な都市装飾となるのですが、大会に向けた機運醸成として都市装飾を行うことが、組織委員会と開催都市の横浜で結んでいる基本契約で定められています。内容としては、大会のバナーや横断幕が中心となるのですが、デザインは組織委員会のほうで定め

ており、横浜市以外の開催都市でも、一律で指定されますので、調整の余地はありません。装飾の内容としては、バナーや横断幕、フェンスバナー、のぼり旗、連続旗、ポスターなどがあります。設置場所については、また別紙の地図を見ていただくと、青枠が装飾のエリアなのですが、左上のスタジアム周辺の地区、新横浜・小机地区と、右下に行って、オレンジのファンゾーンの周りのみなとみらい地区、そして、人が多く集まる場所ということで、横浜・関内地区のあたりを都市装飾、バナーなどで彩っていきたくて考えております。設置期間については先程と同様、開幕の1カ月前から決勝戦の1週間後ぐらいまでを目途に、こちらも関係者と調整を進めているという状況です。実際の旗のイメージは下のとおりになりまして、こちらは今年の春とか夏にかけていたものなのですが、大会開催期間中はややデザインが変わる可能性があります、恐らく同じようなものが指定される見込みです。以上です。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

では、21ページに戻っていただきまして、どのようにこの広告物活用地区を使うかという説明に移らせていただきたいと思います。21ページの上からなのですが、ラグビーワールドカップ大会を盛り上げるために、さまざまな屋外広告物の掲出が予想されますけれども、条例や規則に合致しない広告物の掲出も想定されます。その場合、通常は、先程やりましたような条例の第19条による特例許可を受けて掲出することになりますが、次のような課題があります。課題の1番目ですが、特例許可は、審議会の意見を聞いた上で手続きを行うため、審議会のスケジュールに合わないという掲出できない、あるいは審議会をその都度開催しないといけなくなるといった課題があります。それから、本市が申請者となった場合の特例許可は手数料が必要となると、通常は公共的な目的ですと、許可という手続きそのものをしていないことができるのですが、特例許可を受けてしまうと手数料が必要となるとということになります。想定されるものとして、写真を2つ出しておりますが、まず右上なのですが、通常フェンスの10分の3までというようなルールがあります。これを図のように10分の10使うような場合には特例許可が必要になります。それから、右下の、これは前回のワールドカップで出てきたものなのですが、このような巨大なものについては、商業地区で75平米を超えるものは出せないということになっております。恐らくこのボールは75平米を軽く超えていると思います。このため、都市装飾が想定される地域を屋外広告物活用地区と指定して円滑に対応を行っていきたくて考えております。この活用地区の内容でございますが、◎のところに書かれております。条例の第10条で規定されておりまして、活力ある街並みの形成や維持を図るため、広告物を積極的に活用する必要があると認めるときは市長が指定するということになっております。内容ですけれども、その当該地区固有の基準を定めることができるということで、緩和することもできるということです。それから、禁止物件も除外できるという特徴がございます。なお、指定しようとするときには審議会の意見を聞かなければならないということになっておりまして、今回お諮りしているところです。

22ページに進んでいきたくて思います。今回指定する内容でございますが、1番、期間としましては平成31年6月から11月を想定しております。地区としましては、先程説明がありましたことに基づきまして、23ページ、24ページに示したとおり、横浜駅周辺、みなとみらい21中央地区、新港地区、関内地区、それから裏に参りまして、新横浜駅周辺という地域を考えております。なお、地域につきましては、広告物の掲載の詳細が早い段階でわかれば変更の可能性もございます。3番目に緩和の内容でございますが、1に示した期間中に設置し確実に撤去することが見込まれる広告物等、映像装置も含みますが、これについて、禁止物件への掲出や大きさに関する基準等を一部適用しないこととしたいと考えております。詳細については後ほど説明いたします。それから、対象も絞らしまして、主催者、大会組織委員会、神奈川県、横浜市が掲出する大会に関する屋外広告物、それから、大会公式スポンサーが掲出する屋外広告物に対象を絞ろうと思っております。5番、期待される効果でございますが、規格を超えた屋外広告物や禁止物件への掲出が可能となり、大会の盛り上げにつながると考えております。2番目に、通常の許可申請により、迅速な許可事務が可能となると考えています。3番目に、公共目的であっても規格を超える屋外広告物は手数料を支払うということになりますが、基準を緩和することで許可不要、手数料も不要となるとということが期待されます。なお、6番目に書いてございますが、横浜市には景観計画がございます。みなとみらい21中央地区、新港地区、関内地区は景観計画で屋外広告物等が規制されておりますが、広告物活用地区を指定しても、景観計画、景観協議の基準は緩和されないということになっております。今後の手続きでございますが、本日意見をお伺いいたしまして、3月、4月に基準の整理、変更の手続きをいたしまして、5月ごろには指定したいと考えています。

25ページに飛びまして、どういう基準でいくのかということでございますが、条例第7条第1項第1号、第8号、第11号の規定を適用しないということで、下をご覧くださいますと、四角で囲われているところですが、第1号の橋りょう等は禁止物件になっておりまして屋外広告物を出せないのですが、こ

の部分の基準を適用しないというふうにしたいと思います。8号の照明塔等、それから11号の地下道その他の出入口の上屋というようなものについて、適用しないということを考えております。また、7条の第3項ですが、路面は広告物が禁止されておりますけれども、車道を除く歩道あるいは駅から出ているデッキですとか、そういったところの路面に屋外広告物を出せるようにしたいと考えております。

それから、16条関係が26ページでございますが、今、ここに並べられています1番の壁面、2番の屋上看板、3番の袖看板、4番の広告塔、5番のアドバルーン、これらに関する規制を適用しないということを考えております。例えば、1番の壁面看板ですと、面積の10分の3までというルールがございますが、これを適用しないということで10分の10出せるようにしたいと。それから、横浜市の条例はちょっと変わっておりまして、映像に関してはその面積の4倍の面積を表示面積とするということになっております。ですから、壁面で10分の3といたしながら、それが映像ですとその4分の1までしか出せないというルールになっています。これらを全て適用しないというふうにしたいと思っています。屋上看板につきましては、用途地域ごとにその高さですとか面積が定められていますが、それを適用しない。袖看板につきましては、50平米以下と映像の4倍換算というのがございますが、これも適用しないと。それから、4番の広告塔ですが、これも用途地域ごとに面積等が決まっておりますが、これも適用しないと。アドバルーンについては25平米までとなっておりますが、それを適用しないというふうにしたいと考えています。

今回、資料には書いてございませんが、広告物活用地区の制度を使うのは横浜市では初めてのこととなります。また、札幌市でこの制度を使っていると伺っておりますが、横浜市では期間を限定する、掲出物も限定するという点については札幌市とちょっと違って、非常に限定的なものになっているということになります。説明は以上でございます。

**(岩村会長)**

ありがとうございます。本件についてはいろいろご質問、ご意見があると思いますが、いかがでしょうか。

私から伺いたいのですが、まず、特例の適用ということで、今回はラグビーのワールドカップですが、オリンピックも同じような形で適用される可能性あるのでしょうか。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

今回、ラグビーでうまくいけばですね。

**(岩村会長)**

うまくいけばという前提ですね。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

2020年にはオリンピックでもやったほうがいかなと思っています。

**(岩村会長)**

要は、特例として規制を緩和するということですよ。問題なのは、その際の線引きが難しいことですね。四角で囲ったところあるいは太線になっているところが、その線引きの結果ということですよ。ラグビーの場合は期間が9月から11月ですから、それ以前から掲載するわけで、それは台風が来る時期にあたりますね。したがって、強風や大雨に対する安全性がどう確保されるのかが重要になります。つまり、規制を緩和する前提として、安全性の問題をまずクリアしなければならない。それからもう一つは、広告のクオリティーの問題です。これは絶対に良いものでなければならないと思います。規制緩和に便乗する広告が沢山出てきそうな気がしますので、それについては厳しくコントロールしなければなりません。この安全性やクオリティーの問題について、何か事務局で検討された経緯はありますか。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

広告物が安全でなければならないということまで緩和するというつもりは全くなくて、条例の第8条に、例えば、風圧、地震、その他の振動または衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等はほとんど禁止しているというのがありますので、安全性は緩和することなく……

**(岩村会長)**

つまり、規模も緩和しないということなのですか。例えば、イギリスの時のような巨大なラグビーボールのようなものがあつたとしますよね。しかし条例の中で決められている範囲の中でしかつけれないわけですが、それは緩和しないということですか。

**(事務局) 鵜田景観調整課長**

例えば、前回のワールドカップで出てきたような大きなボールなどは、非常に風にあおられやすいと思うのですが、それについては広告物はとにかく安全が保障されなければだめですということになっ

ておりますので、許可の段階で安全性は見ることになります。

**(岩村会長)**

その点が1つ。次に2つ目ですが、これは個人的な感想です。中心市街地のみならずみらいとか関内に関してはいいと思うのです。できると思うのです。問題は新横浜地区です。2002年にサッカーのワールドカップ決勝戦に行った時のことです。試合そのものはものすごく高揚感があったのですが、その会場にたどり着くまでの街の風景がひどかった。ひどいというか寂しかったのです。現在は随分建物も建って2002年とは大分違いますが、競技場の周辺はいまだに楽しくないですね。つまり、あの会場の周辺は熟成されたとは言えないのです。ですから、気の利いた屋外広告物によって非常に活気があり、期待感を持たせるような雰囲気をつくるというのはやむを得ないと思います。しかし、僕はあの近くに住んでいますからよくそばを通りますので余計気になるのですが、こうした大イベントの屋外広告と、都市計画や都市デザインやランドスケープとの関係は、どこかで戦略的に調整されるのでしょうか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

うーん。

**(岩村会長)**

もう時間が余りないですから、多分それはできませんよね。となると、屋外広告物に頼った形でまちづくりとか街のアニメーションを豊かにする以外、手がないような気がするのです。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

このイベントの盛り上げは、屋外広告物だけで成り立つものではなくて……

**(岩村会長)**

もちろんそうです。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

例えば、新横浜のルート、駅から会場までのまちづくりにかかわるとは思うのです。その辺に関して、市民局は地元と何かやっていますか。

**(説明者) 市民局ラグビーW杯2019推進課三浦担当係長**

ボランティアの方に立っていただくとか、旗以外の装飾、環境創造局と連携しながら緑のにぎわいなどということは考えております。

**(岩村会長)**

暫定的な緑を置いたりするのですか。

**(説明者) 市民局ラグビーW杯2019推進課三浦担当係長**

申し訳ありませんが、他局のことなので余り詳しくは把握しておりませんが、今ある植栽をよりよいものに変えていくというお話は聞いております。そこで街並みとしてきれいにして、盛り上げていこうということだと思います。

**(岩村会長)**

何を申し上げたいかという、新横浜の駅から会場へ行くまでの道の演出です。あれを何とかしていただけたらと思うのです。それがぜひお願いしたいポイントです。

私からは以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。どうぞ。

**(河住委員)**

質問なのですが、22ページの5番あたりの効果というところに、通常の許可申請で許可事務が迅速にできるというものと、そもそも大半が規格内におさまって許可不要というのは、それは許可不要になるものと審議会の意見を聞かずに許可できるものと2種類があるということになるわけですか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

はい。

**(河住委員)**

そうすると、通常の許可申請で許可できるものは、先程言った安全性の問題などは許可の手続きの中でチェックが可能だけれども、許可すらいらぬものに関してはそのあたりのチェックは誰もしないということになってくるのでしょうか。

**(事務局) 梶田景観調整課長**

いえ。公共目的である場合に、許可不要になるのですが必ず協議をさせていただいて、公共目的だから許可不要となりますねというのは確認しております。

**(河住委員)**

その中で、設置の安全性とかあるいはデザインが余りにも営利に偏っているのではないかと、そう

いったことは一応協議の中でチェックできる仕組みにはなるということなのですね。

**(事務局) 縷田景観調整課長**

はい。

**(河住委員)**

わかりました。

**(岩村会長)**

よろしいでしょうか。田中委員どうぞ。

**(田中委員)**

イメージがわからないのでご質問させていただきます。25ページの下「道路の路面には広告物等の表示を禁止」というところで、一般的に広告物という目線より高いところに何かがあってそれを眺めるといイメージなのですが、車道には禁止と書いてありますけれども、歩道に何か広告物的なものを描くというイメージなのでしょうか。そうすると、人が踏みつけて歩くようなところに広告物があるというイメージなのですが、その必要性と、どういうところをイメージされているのか教えていただきたいと思います。

**(事務局) 縷田景観調整課長**

神奈川県の新館になるのですかね、階段にワールドカップの装飾をしていると思うのですが、それは敷地内なので道路ではないのですけれども、例えば新横浜（駅）をおりて階段があって、既に港北区がワールドカップ関連で何か貼っていると思うのです。そういう形で、階段ですとか路面に貼るといことは結構やられていることです。

**(岩村会長)**

あと、余り多くないですが、プロジェクションでやる場合もありますね。

**(事務局) 縷田景観調整課長**

プロジェクションも考えられます。

**(岩村会長)**

あとは、歩道だけですけれども、マンホールの蓋もありますね。

**(田中委員)**

そうすると、素人的なイメージとして、いわゆる歩道のどこか一部分に広告物が敷かれるというイメージとはまたちょっと違うと考えてよろしいのでしょうか。

**(事務局) 縷田景観調整課長**

個人的なイメージになってしまうかもしれませんが、新横浜駅から会場まで幾つかルートがあるのですけれども、特にデッキの部分についてはいろいろ貼ったりすることはできるし、また、それが盛り上がりにつながると思っています。

**(田中委員)**

わかりました。ありがとうございます。

**(小泉委員)**

よろしいですか。すごく大胆な手法があるのだなとびっくりして伺っていました。みなとみらい地区を以前調査させていただいたことがあって、むしろ屋外広告物がコントロールされ過ぎていて寂しいなと正直思ったのですけれども、こういう時限的なイベントで、効果的に屋外広告物で街を活気づけるといのはおもしろいことだと思って聞いていました。今のご説明を聞きますと、今まで規制のかかっている量とか位置とか、そういうものがほぼ全部自由になると思ってよろしいですか。そうしますと、本当に内容というかデザインの質のようなところが問われていくので、ご説明の中にもあったのかもしれないのですが、どんなふうそれをコントロールされるのかということをお教えいただきたいことがまず一つ。

あと、もう一つ。今までされた中の例で、バナーが写っているお写真が、30ページですか。これはもう横浜のほうでなさったもので、ルールの中でされたものだと思うのです。こういう小さい面積のところに彩りが鮮やかな4色のバナーがかかっているということで活気をつくっていくということは特性に合っていると思うのですが。例えば、神奈川県横浜市と入れておくとか、たくさん文字情報が入っていて実際はほとんど読めないだろうなと思います。こういうのはメディアの特性に本当は余り合っていないのですが、どこかにそういうルールがおありなのか、それを守られてこういう形になっているようなことなのでしたら、できましたら大胆に今回の試みの中で効果的にメディアを扱って提案していただけたらと思います。まずは、どうやってコントロールしていくのかということをお教えいただきたいと思います。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

23ページの地図をご覧くださいと思います。23ページの下の図で、みなとみらい21中央地区と新港地区、それから関内地区、この3エリアは景観協議地区になっておりまして、屋外広告物についても掲出する際にはそれぞれの地域を担当する部署と協議をしてくださいということになっております。これまでは結構厳しい協議をしてきて、今お話にあったようなフラグについては、色をそろえなさいとかというような協議さえしているのです。今回、この屋外広告物を緩和することによって、盛り上げをしようという精神を生かしてもらって、その協議を今までどおりの堅い協議ではなくて、もっと華やかにできるような協議に変えていただくということでは、内部で話をしております。一方、横浜駅周辺と新横浜駅周辺は景観協議地区になっていないので、協議する部署がないのです。そこは我々景観調整課が担っていくことになると思っておりますが、極力趣旨を生かして、いいものになるよう協議を進めたいと思っております。

**(中谷委員)**

22ページに、大会の主催者と大会公式スポンサーと書いてあって、これ以外のところが申請しても恐らく認められないという形で、そこでコントロールされていくわけですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

普通の広告は出せます。今までの条例、規則で定められたものは出せます。ただ、規格を超えてですと、それは対象者に限ると。

**(中谷委員)**

対象の方たちに限られると。

**(岩村会長)**

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

これも個人的な印象ですが、例えば全豪オープンテニス、あれは建物の中、外も含めてですけれども、以前と比べて随分雰囲気が変わりましたよね。最近、卓球も変わりました。スポーツ関連のこういう演出やデザインが技術の進歩とともに本当に変わったなと思うのです。そういう中で、世界から人が来られるわけでしょう。恐らく、ヨーロッパからは大勢来られると思われまます。あるいは多いのはオセアニアかな。時差が少ないから。そういう海外からの視点で見たときに、日本の演出のクオリティーのレベルが問われると思うのです。それはぜひ頑張ってください。全体を調整する場にプロの方はいらっしゃるのですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

おります。

**(岩村会長)**

ほかにいかがでしょうか。皆さんのご意見をまとめると、規制の緩和については賛成だが、緩和の仕方が問題だということですね。規制はどんどん強まる傾向があり、その結果として広告もつまらないものが多くなってしまいます。それが最近随分変わりつつあって、その先端を走る横浜市としては、ぜひ頑張ってくださいと思います。他にいかがでしょうか。

特にご質問等ないようですから、事務局案を採用したいと思っております。よろしく申し上げます。

報告事項

**報告 1 広告付案内サインの整備について**

**(岩村会長)**

では、報告事項1に移ります。ご説明をお願いします。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

それでは、資料33ページになります。報告1、広告付案内サインの整備についてのご説明をさせていただきます。こちらについては、私どもの都市整備局企画課、それから都市デザイン室で進めている事業になりまして、広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業というものでございます。こちらの資料を私のほうから一通り説明をさせていただきます。必要に応じて補足もしくは皆様からのご質問への回答などを所管課のほうからさせていただきます。後ほどまたご説明させていただきますけれども、この話につきましては1年前にも中間報告をしております。今回は全体像が固まったということで最終的な報告となりますのでよろしく申し上げます。

まず、1番の事業内容でございます。国内外からの来街者に快適な滞在環境を提供するため、外国人観光客を初め多くの来街者が訪れる横浜都心部の公共空間において、訪日外国人等からのニーズの高い

公衆無線LAN、案内サインの整備及び管理運営を公民連携により行おうというものです。整備事業者は、整備対象エリアにおいて案内サイン及び公衆無線LANを整備し、管理運営を行います。また、事業実施にかかる必要な経費につきましては、案内サインに広告をつけまして、その収入を財源といたします。整備事業者については、公募をした結果になりますけれども、エムシードウコー株式会社という事業者になります。こちらは、現在バス停の上屋に広告が掲出されている光景を目にされたこともあるかと思うのですが、そちらの事業を行っている会社になりまして、そのバス停の上屋につきましても広告の収入で整備や管理を行っているという事業者でございます。

2番の整備内容でございますが、こちらは次のページのA3判資料、35ページをあわせてご覧いただければと思います。まず、表面なのですが、案内地図、周辺地図になりますが、35ページの資料でいきますと、下のほうにいろいろな色で地図が、小さくなっていますが、地図が書かれている絵があるかと思えます。こちらが表面の地図になります。その裏面なのですが、裏面には広告が入ります。広告はまだ実際に動いていないので、本当のイメージになるのですが、35ページの左の中ほどに、少し小さい資料が入っているのですけれども、広告面掲出イメージというものがあるかと思えます。この地図面の真裏に同じような大きさで広告が入りまして、これはイメージで、2年ほど前に横浜市の事業で都市緑化フェアというのを行ったときの図柄を当て込んでいるのですけれども、実際にはこういった横浜市の事業というよりは企業ですとか商品の広告が入ってくるというものになってまいります。それから、この大きさですが、高さが約2.7メートル、幅が約1.3メートルというものになりまして、内側から照らす内照式の照明が入ります。設置の規模ですけれども、計150基、そのうち60基に公衆無線LANをつけるという予定になっております。設置の予定としては、先程も話のありましたラグビーワールドカップの開催までに順次利用ができるように整備を進めてまいります。

3番の整備箇所なのですが、資料の36ページをあわせてご覧ください。先程のラグビーワールドカップもしくは広告物活用地区のエリアとも大分重なってくるころなのですが、主に都心臨海部、これは横浜駅から桜木町、関内駅、みなとみらいを含みます、それと新横浜駅周辺というところになります。36ページの地図でいきますと、左側が都心臨海部、横浜駅から関内駅、右上が新横浜駅周辺ということになっております。ここに青い丸、赤い丸、ちょっと色が見にくいですが紫の丸とありますけれども、青い丸が既存の案内サインを取りかえる、更新していくものになります。それから、赤い丸が、新規にこの案内サインを設置しようというものでございます。紫は現在のものをそのまま残すというもので、数は少ないのですが、一部現状のものをそのまま使うというものもございます。これで、トータル150基を整備していこうというものでございます。

33ページに戻りまして、4番の広告についてでございます。今回整備する広告付案内サインでは、先程少し申し上げましたが、広告付バス停上屋と同じ広告を展開するという予定でございます。現在、バス停上屋のほうでは、広告事業者、バス事業者がそれぞれの審査基準によって予備審査を行いまして、その後3名からなる外部の有識者の審査会で審査を行うという体制をとっています。これによって広告の質を保ち、良好な景観形成に寄与するという仕組みにしております。今回整備しようとしている広告付案内サインにつきましても、広告付バス停上屋の審査と同様に審査を行いまして、景観に寄与する質の高い広告展開を行っていきたくと考えております。

資料の34ページをご覧ください。これまでの経過を簡単に振り返ります。平成29年から審議会のほうに情報提供をさせてきていただいておりますが、黒い太字で書かれたものがこちらの屋外広告物審議会でも中間報告をしたものでございます。それから、細い字のほうは都市美対策審議会という、また別の審議会になりますが、そちらで報告もしくは意見をお聞きするという場をとってきております。都市美対策審議会は、一番下の枠で囲ってあるところに書いてあるのですが、横浜の魅力ある都市景観の創造を図るために設置されているという審議会でございます。

これまでの経過の中で、平成30年12月11日、平成31年1月25日、ここで都市美対策審議会において、景観計画における行為の制限のただし書きの適用について審議したというのがございます。こちらについて、6番で詳しく説明させていただきます。今回整備する広告付案内サインにつきましては、屋外広告物条例の基準というものは原則として満たしている、適合しているという状況なのですが、景観計画の適合について一部検討が必要でございました。この景観計画は、関内地区、みなとみらい中央地区と新港地区という3つのエリアで規定されているものでございますが、いろいろな制限を設けることでそれぞれの地区で景観を保っているというものでございます。今回整備するエリアのうち、関内地区の一部、それからみなとみらい21の新港地区では、景観法に基づく景観計画において次のような制限事項が規定されているということなのですが、36ページの左の地図をあわせてご覧いただければと思います。まず制限事項の一つとして、自家用以外の屋外広告物の掲出制限というのが、36ページでいいますと赤

い線で囲まれたエリアになります。これが関内地区の一部とみなとみらいの新港地区になるのですが、これらの地域では自家用広告、いわゆるお店の店舗名ですとかビル名といったものを自家用広告と呼びますが、そういったもの以外の掲出を制限している地域ということになります。今回整備しようとする案内サインは自家用広告物ではないので、これをどういうふうにかえるかというところがまず検討の一つでございました。それから、2つ目の制限事項といたしまして、内照方式の照明装置の使用制限。こちらは36ページの地図でいきますと、青い線で囲まれた地域です。これは関内地区の一部でこういった制限がございまして、照明装置を使う場合には外から照らす外照式とすることという規定がありますが、今回案内サインは内照式となっているという状況だったので、これもどう解釈するかというところがございました。34ページの資料にございますように、それぞれ景観計画の規定では今申し上げたような制限事項が定められていて、細字で書かれている部分になっております。しかし、両方の制限事項とも、太字で書かれているようにただし書きがございまして、まず、自家用以外の屋外広告物の掲出制限のほうでいくと、「ただし、表示面積の合計が5平米以下、かつ上端の高さが地上5メートル以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、各地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りではない。」、それから、内照方式のほうの使用制限では、ただし書きですが、「ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、このかぎりではない。」というところで、いずれもそれぞれの地区の魅力的な景観形成に寄与する場合には、自家用以外であっても掲出できるとか、内照方式であっても使ってよいという規定になっております。この点については、先程申し上げた平成30年12月、それから31年1月に都市美対策審議会で意見を伺いながら検討をしまして、その結果としまして、ただし書きを適用することで大枠認めていただきまして、特段支障はないだろうというお話をいただいたところですが、今後はやはりこれだけの数もありますので、一つ一つ状況が違うということで、設置箇所一つ一つについてそれぞれの場所に合った景観配慮を慎重に検討しながら、景観計画に適合した整備内容となるよう進めていくということにしております。これによりまして、景観計画もただし書きを適用するというので、景観計画に適合したものとして整備を進めるということで取り組んでいるものでございます。後半、かなり複雑な話になってしまったのですが、説明については以上となります。よろしく申し上げます。

**(岩村会長)**

ありがとうございます。相当複雑ですね。例えば既存のバス停との位置関係というのはどうなるのでしょうか。バス停と連動するのですか、しないのですか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

今回お示しはできておりませんが、既存のバス停の周辺にも案内サインが既存で設置されておりますので、連続してあるところもあります。基本的にはバス停と案内サインが連続して見えているというところなどは少ないかと思えます。

**(岩村会長)**

36ページに位置の地図がありますね。これを拝見すると、道路に対して向き合っている箇所がほとんどだということと、交差点では対面している場合が多い。これはどういう理由でしょうか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

今回、密になっているところにつきましては、MM線の地下鉄の出入口のところかと思われます。

**(岩村会長)**

地下鉄の出入口ですか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

はい。やはり地下鉄から地上に出てきますと、自分の現在地がはっきりとわからないことがございますので、そこに既存の案内サインが整備されております。それらを今回更新させていただきまして、同様な位置に大体配置するというような計画で考えております。

**(岩村会長)**

これは、地図に地下鉄の出入口が書いてあるとわかりやすいですね。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

そうですね。

**(岩村会長)**

対面式であったり、交差点に多いのは。そういう理由ですか。

それから以前委員会で検討する立場にあったのですが、内照制限はありましたか。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

先程の資料の34ページでございますように、こういった制限がございます。

**(岩村会長)**

それは照度によらないのですか。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

そうですね。この景観計画の中では、照度については特に触れられてはおりません。

**(岩村会長)**

一律、内照はだめよということになっているのですか。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

はい。ただ、ここに書いてあるようなただし書きで、一部除くといった規定があることが多いです。

**(岩村会長)**

光源の種類が随分変わってきたので、それが一律に内照は全部だめというのはもう時代に合わないのではないのでしょうか。個人的な意見ですけれども。

ご質問、ご意見をお願いいたします。どうぞ。

**(山崎委員)**

地図の後ろにも広告が出るのですよね。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

はい。

**(山崎委員)**

これはどのぐらいの多さで同じ広告が出るのでしょうか。地図はそれぞれ違いますけれども、後ろの広告というのはまた全部違うのですか。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

どういった広告を入れるかというのはエムシードウコー株式会社のほうでスポンサーと売り買いがございますが、販売の仕方としては、都心部全体を8つのルートに分けて販売するというやり方を今までやってきておまして、引き続き基本的にはそのような販売の仕方で行っていくということですので、そうしますとこの都心部の中で大体8種類の広告が同時に展開されるというイメージになると思います。

**(山崎委員)**

バスの上屋のところにも広告が出るわけですよね。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

そうです。

**(山崎委員)**

そうすると、地図の裏に出るとバスの上屋のところと同種類の広告が出るのですか。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

はい、同種類です。

**(山崎委員)**

結構あちこちでその広告を目にすることになるということですよね。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

そういうことになります。

**(山崎委員)**

わかりました。

**(岩村会長)**

お金の出どころの問題ですから。

**(山崎委員)**

ものすごい広告効果ですよね。これだけいっぱい並ぶから。

**(岩村会長)**

そうですね。広告のクオリティーも問題になってきますね。

ほかにかがでしよう。どうぞ。

**(田中委員)**

細かいことで恐縮なのですが、新しく出す地図の向きなのですが、道に不案内な者が立って地図を見たときに、自分の立って見ている方向と地図の方向が合っていないとなかなかわかりにくいというのが実感としてあるのです。新しく出す地図というのは、その辺はどういうふうに配慮されているのでしょうか。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

基本的には道路に平行に置かれるような形になります。

**(田中委員)**

つまり、何といたしますかね。

**(岩村会長)**

全部北が上ではないでしょう。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

ごめんなさい。全部北が上です。

**(岩村会長)**

これを見ると、そうではないでしょう。例を見ると、微妙にみんな違ってきますよね。恐らく、人が立っている位置に応じて地図の位置も決めているのではないですか。

**(田中委員)**

実感として、今まで随分それで不便を感じたことがあるものですから、その辺はどうなっているのかなと思ひまして。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

例えば、新横浜については、ぐるぐる回す感じになってしまうのです。現在地が基本的に真ん中辺りに来て回す感じになってしまうのですが、関内周辺とかみなとみらいについては、基本的には海が上です。

**(岩村会長)**

これを見ると、3枚とも全部違いますよね。なかなか難しいのですね。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

すみません。見ている人がどちらを向いているかで方向を変えています。

**(岩村会長)**

ですよ。地図の前に人が立つのではないですか。ですから、視線の向こう側が上になると。そのほうが見やすいということですよ。

**(山崎委員)**

今、ここで立っていて、上があちらということですか。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

上があちらということです。

**(村上副会長)**

地図の見方というのを統一したほうがいいですよ。この場所だと違うとか、関内だと違うとか新横浜だと違うとかいうのではなくて。今、地図を見てわからないと言いましたよね。そういうこと、ありますよね。見やすい地図というのかな。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

今のやり方ですと、立っている現在地の進行方向に向きが来ているというようになっています。

**(岩村会長)**

それで統一をするということですね。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

基本的にはそれで統一されています。

**(事務局) 嶋田地域まちづくり部長**

進行方向が上に来るようになっている。

**(岩村会長)**

そうやるか、もう統一して全部北を上にしてしまうか、どちらかですよ。北を上にとすると、立ち位置との関係でわかりにくくなる場合もありますね。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

すみません。私が勘違いしていたのですけれども、今までも現在地を起点にこちらの方向ということで全て調整しているので、今回についても同じような考え方で現在地を示して、地図のほうを補正していくという形になります。

**(岩村会長)**

ただ、問題なのは、例えば道路があって、真ん中に看板が立っているとしないですか。人は道路を背にして看板の方向を見るわけですよ。ところが、人は道路に沿ってしか歩けないですよ。そうすると、確かに見やすいのかもしれないけれども、実際に動く方向とは90度違って来る場合が多いで

すよね。そうなるとうわかにくいというのはありますよね。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

垂直ではなくて、平行に置かれているからということですよ。ただ、その垂直配置というのが、横浜の場合、幅員ですとか道路占用の許可基準みたいなところで引っかかってきてしまっています。

**(岩村会長)**

原則は道路に平行だとすると、広告面は道路に向かうわけでしょう。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

そうです。

**(岩村会長)**

ですよ。だから、人が見るときは道路の方向を見て地図を見るということですよ。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

そうです。車側に広告がいくと。歩行者側に地図が向いているというような形になります。

**(岩村会長)**

小泉先生、いかがですか。

**(小泉委員)**

聞いているとくすくす笑いたくなってしまうのですが、岩村会長がおっしゃっているような案内図の見やすさと動くということの関係もあるのですが、今、広告を裏につけるとおっしゃっていて、車を運転している方のために広告を出すみたいな向きになってしまいそうで、広告が連続してつくことのぎわいということと……

**(関係課) 都市デザイン室**

そうなのです。広告については車の人たちを対象に出していることになります。

**(小泉委員)**

車の方に向けてこんなに小さな広告を出すということは、安全面とかはどう考えていらっしゃるのですか。

**(関係課) 都市デザイン室**

いや、実際のところ、そんなに小さくないです。

**(岩村会長)**

かなり大きいですよ。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

規格としては、この筐体全体の高さが約2.8メートルぐらいあります。

**(小泉委員)**

これを大きいというのですね。車の方に向けて見せられる広告としては、そんなに大きいものではないと思うのですけれども、ちょっとその実際の場所との関係は私も不案内なのでよくわからないので、つけられるとどんな効果があるのかなということを教えていただきたいなと思いながら伺っていました。

**(岩村会長)**

バス停の向きは覚えていますが、全部直角なのです。裏側に広告があつて、それは道路に面しているというよりも歩道を歩いている人に見える。

**(関係課) 都市デザイン室**

広告付バス停上屋も車を対象にして広告を出している事業で、あの大きさのものがこの地図の板にもつくということです。

**(岩村会長)**

ということですよ。歩く人にとっては結構大きく見えるけれども、車で移動する人にとってはそんなに大きくは見えないという、そういう違いはありますよね。

**(山崎委員)**

上屋のは後ろにもついていましたか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

そうですね。ついております。

**(山崎委員)**

道路側から見たことが余りないから。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

積極的に広告が見えるような位置は安全上問題がありますので、ここについては警察とも調整させて

いただきながら、もちろん安全面を確保しつつ、それで広告面についても視認性を確保できるような位置ということ、警察と道路を管理している部署と現場確認しながら進めていきたいと思っております。

**(岩村会長)**

すみません。今、ハッチが入っていますけれども、一番下は何が来るのですか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

一番下は、今回横のストライプのようになっておりまして、ガラス面が来て、人が前に立っていると逆方向、例えば車両から見たときに、地図を見ている人がいますよというのが視認できるような形にしております。ですので、ここのガラスのところは見ていただいているとおり透明なガラス板が来るというような計画で今のところ考えております。

**(岩村会長)**

蹴飛ばしても壊れない？大丈夫ですか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

すぐ壊れないような素材でつくるといことで、事業者さんからは聞いております。

**(小泉委員)**

一つよろしいですか。質問なのですが、今、36ページに現状の既存案内サインという写真があって、赤いところを撤去されて、今回の新しい広告つきの案内図が入ってという例が示されているのですが。横浜市で街の案内サインのシステムをつくられているものの中で、赤いものの隣のところに、誘導サインという言い方でいいのですか、支柱があって矢羽根みたいなものがある、あちらに行くとかありますという、こういうサインはそのまま残されるわけですよね。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

はい。

**(小泉委員)**

例えばこの場合、その横に新しい地図が来るわけですよね。この絵だとよくわからないのですが、もともとこれは一緒になっているのですか。お隣に別々なものが建っているのですか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

一体の構造になっておりまして、それで、今おっしゃっていただいた誘導サインに、例えばボルトのようなもので地図盤面と接続する形です。

**(小泉委員)**

その部分だけ差しかえるような形なのですか。

**(関係課) 松中企画課担当係長**

そうですね。そのボルトをとって、地図盤面がなくなってくる。それで、柱と矢羽根といわれる方向表示のものは残って、これまでと同様に公共施設だとか駅方向、エリアだとか、そういったものを示すような感じになっております。地図盤面は今回新たに整備しますので、やはり今まで使われていた方が多く見てございますので同じようなところに整備して、利便性も確保していきたいと思っております。

**(小泉委員)**

すごくデリケートな、上に向かって細くなっているような支柱で、独特なデザインだなと思っていつも拝見しているのですが、今回全く新しいデザインのものに加わってくるといことで、デザインの調整とか色のこととかとどういふふうにされていかれるといいのかなと思って見ていました。

それで、あと35ページの右側の説明に、真ん中辺でしょうか、地図面の考え方の項目の4つ目の「これまでの」というところで、地域の特性を筐体の色で表現してきている、例えばこれだと支柱がグレイッシュな色になっていたり、ものすごくではないけれども、地域ごとに色を確か変えられているのですよね。そういうことが、この新しいものと本体は統一して、上のところにインフォメーションのマークの入っている帯のところの色を変えていくことで、そういう考え方を踏襲していくというふうに読み取ったらよろしいのですか。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

そうです。

**(小泉委員)**

この色は、今のものと全然違いそうなのですが、これはどういうふうに……何かそういうコードが市のほうでおありなのですか。

**(関係課) 渡辺都市デザイン室担当係長**

基本的にみなとみらい地区ですとか新港地区といいますものは、今までもエリアカラーとして青ですとか茶色ですとか、そういったものがございましたので、そちらについてはその色を踏襲した形で採用しております。ポートサイドについても青を基調としているというところで、既存のカラーをベースにデザインをしておりますが、関内と関外につきましてはこの色という決まったものではなく、関内は比較的今までも緑が使われてはいますので、そういった形で緑。関外については、今回新たに黄色という色で……ごめんなさい。今も地図の上が黄色ということで、基本的には既存の色となります。

**(小泉委員)**

そうなのですね。わかりました。今までのサインもとても優れたデザインだなと思うので、それとの連続性とかをしっかりと担保していただけるといいなと思って伺いました。ありがとうございました。

**(岩村会長)**

いずれにしても、これは報告事項ですので審議の対象になっていませんが、皆さんからご意見あったことは小耳に入れていただいて、注意していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。時間が押してきましたので、そろそろ次に移りたいと思うのですが、よろしいですか。

## 報告2 観覧車「コスモクロック21」の照明演出について

**(岩村会長)**

では、次のご報告をお願いいたします。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

続きまして、資料37ページの報告2に移りたいと思います。報告2、観覧車「コスモクロック21」の照明演出についてでございます。みなとみらい地区にあるコスモクロック21ですけれども、平成28年3月にLED化されております。これによって光を細かくコントロールできるようになりまして、照明の演出としての活用について相談を受けるようになってまいりました。しかしながら、景観への影響が大きいということから、こちらの審議会にも報告しご意見をいただきながら、慎重に対応してきたという経緯がございます。これまでの事例として、37ページに挙げております。先程も特例許可の話のところでも少し話が出たのですが、ポケモンコミュニケーションズさんがイベントの際にピカチュウの顔を流す、下の写真でいうと左になりますけれども、そういったもの。それから、29年度に移りますと、一般社団法人横浜青年会議所から、サマーコンファレンスという会議のときに周辺で行われるイベントと連携して使いたいというご相談を受けて、下の写真の真ん中にあるようなメビウスの輪、八の字をひねったようなものを出しています。それから、30年度に移りますと、港湾局が大型客船に対して歓迎の意をあらわす文字を表示することができないかということで、「WELCOME TO YOKOHAMA」もしくは「ようこそよこはまへ」という文字を流すように映したということがございます。写真の右下になりますが、これはWELCOMEのLとCがちょうど映っているような状態になっていますけれども、文字を流して見させると。こういったところを少しずつ試しているというような状況がございます。

裏面に参りまして、現在こういった相談を受けている事案がございまして、横浜開港祭で使いたいというご相談を受けております。資料としては、次の39ページのところにカラーで、昨年の抜粋になりますが、横浜開港祭の報告書がついています。これだけ見てもどういってお祭りかというのはすぐにはわかりにくいかもしれないのですが、6月1日、2日の2日間にかけてみなとみらい地区でこういったお祭りを行ってございまして、参加型が多いのですけれども、こういったイベントを周囲で行っているというものでございます。

資料を行ったり来たりになりますが、38ページに戻りまして、(1)で今年の第38回開港祭の概要でございますが、横浜の開港記念日である6月2日を祝い開催される市民祭ということで、今回は開港160周年の記念となっております。日程としては、昨年と同じく6月1日、2日の2日間。場所も同じで、臨港パークなどのみなとみらい地区となっております。主催ですけれども、横浜開港祭協議会という協議会になっているのですが、ここには横浜市も入っております。それから、括弧の最後にある一般社団法人横浜青年会議所、今回の話はここが中心となって進めているところでございます。それから、共催としては横浜市の文化観光局が行っております。現在相談を受けている横浜青年会議所なのですが、照明演出の概要としては、1日、2日の夜間、夕方6時から10時にかけて、1つの映像としては2分間程度をできないかということです。1サイクル15分というのは、現在花火などが上がっていますけれども、あれが1つのサイクルで15分間ということなので、その中の2分ほどを使えないかというご相談です。表示内容は現在調整中なのですが、これまでのやり方を踏まえて、周辺で行われているイベ

ントと一体的な演出のあるように工夫してくださいと。コスモクロックを単体の掲示板というような使い方はしないでくださいというお話をしております、周辺の景観への配慮ですとか、市民が見てわかるようなものといった視点も加えて、魅力的なものにしてくださいということで調整を進めております。きょうは表示内容をお示しできるところまで調整ができなかったもので、内容が決まりましたら、また改めて皆様にご連絡したいと考えております。こちらの説明につきましては以上でございます。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。何かご意見はございますか。

これは私のつぶやきですけれども、この報告書のパンフレットを見ると絶望的になります。ぜひ、デザインのいいものにしてください。

### 報告3 プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方について

**(岩村会長)**

では、次の報告をお願いします。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

資料の41ページになります。報告3、プロジェクションマッピング等の取扱いに関する検討の進め方についてでございます。こちらは、前回第61回の審議会でご議論いただいたことの振り返りのようなところになります。新たにメンバーになっていただいた方もいらっしゃるので、こういった進め方をしていくということでご報告ということになります。

まず、四角で囲った背景のところなのですが、こちらはまず国の、当時の規制改革推進会議からの意見でございます。プロジェクションマッピングの技術が大きく進展しており、ラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピックの機運醸成策として活用ニーズが高まっていると。それから、プロジェクションマッピングの実施のための環境整備を進めることは、都市の魅力を高める上で重要ですよ。それから、プロジェクションマッピングは無体物であって、従来の広告と同じ規制を適用するのはなじまないのではないかとといった意見が国土交通省に対してなされまして、それを受けて、国が投影広告物条例ガイドラインというものを策定しました。このガイドラインというのは、各自治体がこれを一つの参考にして条例を制定していくというような位置づけのものでございます。このガイドラインの特徴ですけれども、1番の(1)、まずプロジェクションマッピングを定義しています。プロジェクションマッピングとは、建築物等に光で投影する方法により表示される広告物という規定がされております。これについては、従来の屋外広告物とは違う条例で規制すべきではないかということで、◎で書いておりますけれども、上の段が従来からの屋外広告物、こちらは屋外広告物条例で規制をします。それから、プロジェクションマッピングについては、下の段ですけれども、投影広告物条例で規制をするという考え方が示されております。(2)プロジェクションマッピングの実施のために、国は実施しやすくしたい、そういう環境をつくりたいとことで、規制緩和をしたらどうかというような内容になっております。まず、アですが、屋外広告物という扱いに変わりはないので、実施には許可が必要というところは従来どおりです。イとして、ただし、プロジェクションマッピングは従来の広告物とは違って、景観の阻害、損壊等のおそれが小さく、都市の景観・風致、安全性への影響が小さいと考えられることから、次のような規制緩和が規定されています。1つが、禁止地域や禁止物件を従来よりも限定する。2つ目として、面積要件を定めない地域を定めることができる。商業地域などを中心としております。それから、街の活性化等に資するイベントのために表示されるものは許可不要とする。こういったことがガイドライン上、規定されております。

42ページに移っていただきまして、この条例ガイドラインが国から出されまして、横浜市としてどうしていくかということなのですが、上の四角でございます。先程も報告2でありましたが、コスモクロック21の活用ニーズも高まっております、このコスモクロック21は単純に投影広告物とはいえないということで、こういった大型の映像物を国の示す投影広告物条例で一括で扱うことができないというのがまず一つございます。それから、内容が優れていたり、街のにぎわいに資するというものは、来街者を増やすとともにさまざまなメディアを通して横浜の知名度を上げるということが期待できるだろうと考えております。ただ、一方で公共空間を利用するので、一定の公共性を有するべきだと。さらに、景観にも配慮する必要があるだろうと考えております。そのために、内容や効果等に関して審査して、適切にコントロールしていく。これは、プロジェクションマッピングもコスモクロック21もそうですが、活用はするけれども、一定のきちんとしたコントロールが必要ではないかということで、前回の屋外広告物審議会の中でご意見をいただきました。前回は、こういった審査方法でどうかという、少し具

体的な手順もお示したところでありますけれども、そこではもう少し拙速にならずに、事例を踏まえた上で必要なルールを定めたらどうか。また、今後技術の進化もあるので、そういった点も考慮したらどうかというようなご意見をいただきました。そこで、いずれにしても適切にコントロールをしていくというための審査や評価をするには、一定の事例の蓄積と検証期間が必要なのではないかというお話をいただきましたので、当面、現状でプロジェクションマッピングなどが実施されるものについて、どういった効果、影響があるかということをもう少し踏まえていきたいというふうに考えています。なお、先程ラグビーワールドカップのところでご説明しましたが、広告物活用地区内では特別な制限がなくプロジェクションマッピングを実施することも可能になりますので、ここで行われるかどうかはまだはっきりしませんけれども、行われるようであればそういったものも検証に加えていきたいと考えております。42ページの最後は、これまでの事例ということで参考に記載させていただきました。説明としては以上になります。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。何かお気づきの点はありますでしょうか。どうぞ。

**(山崎委員)**

プロジェクションマッピングですけれども、従来の広告に比べると景観阻害や損壊等のおそれが小さくて、都市の景観・風致、安全性の影響が小さいと考えられると、ここには書かれていますよね。これはどういうことに基づいて安全であるとか、余り影響が大きくないと考えられるのでしょうか。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

これは、国が出したガイドラインの書き方を抜き出してきたものなのですが、ここで国が言っている趣旨は、これまでの広告物ですと、例えば建物に打ちつけるとかいうものがありますので、そうするとある程度恒久的なものになってくると。そうすると、景観を阻害するとか、都市景観に影響が大きい、もしくは風で飛ばされてしまうので安全性の問題がある。しかし、一方でプロジェクションマッピングは本当に一時的に映すだけなので、何か建物に打ちつけて固定するようなものではないのでこういった表現がなされているというものです。

**(山崎委員)**

それは物理的なものなのですね。要するに、打ちつけたり、とかいうのは。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

そうですね。従前の、これまでの広告物がそういったものだ。それに対してこういうものかという書き方です。

**(山崎委員)**

消せるものではあるのですけれども、やはり大きく映せるものだし、いや応なく目に入ってくる場合もあるので、そんなに安全とか、阻害しないとかと言えるのかなと私は思うのです。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

ありがとうございます。国としてはこういった考え方からどンドンやったら？というようなガイドラインなのですけれども、今の山崎先生のお話のところも踏まえて、私たちとしては一定のコントロールが必要ではないかということを考えております。

**(岩村会長)**

ほかにいかがでしょう。プロジェクションマッピングは日進月歩なのでよね。ガイドラインができたと思ったら、もう次のステップに行ってしまうということが起こりがちです。そういうものに対してどうやって追隨していくかという問題があります。それから些末かもしれませんが、42ページの一番上の四角で囲ったところで、文章を変えて載きたい箇所があります。「横浜の知名度を上げることが期待できる」という部分です。これ以上知名度を上げたって仕方ないでしょうというぐらい横浜は知名度がありますよね。ですから例えば、横浜のイメージを高めるとか、横浜の先進性を高めるとか、そういう表現のほうが良いと思うのですが、いかがでしょう。

**(事務局) 吉田景観調整係長**

ありがとうございます。

**(岩村会長)**

これは今後またいろいろ問題が出てくると思います。そこでまた議論したらいいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようですので、最後のご報告をお願いいたします。

報告 4 商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」について

**(事務局) 吉田景観調整係長**

資料の43ページでございます。報告4、商店街における屋外広告物「安全点検まち歩き」についてというものでございます。こちらは、広告物につきましては、一定規模に満たないと許可が不要という現状が、まず広告物条例で定められています。具体的には、自分の店舗の看板、先程出た自家用広告物などですと、10平米にいかなければ許可が必要ないというのがまず一つでございます。逆に、許可を要するものであれば、その更新の際に自主点検をするようにという規定がございますので、それぞれの広告主はその看板を、少なくとも3年ごとには点検をする、目にするという機会があります。ただ、逆に今申し上げたような、許可を要しないもの場合は、なかなか看板を点検するという機会がないのではないかとこのところで、こういった事業に取り組んだものでございます。その代表格として、商店街の各店舗、各個店の看板というのが、今申し上げたような小規模なものが多くて、許可を要しないというものが多く現状がまずございます。看板を点検する機会も少ないと考えられましたので、今年度から商店街、一般社団法人の神奈川県広告美術協会、これは広告業の団体ですが、それから横浜市と一緒に、地元の商店街を歩かまして、実際の看板を見ながら日ごろの点検ポイントを解説する、安全点検まち歩きというものを実施することといたしました。実施に当たっては、看板の安全性のPRを兼ねまして、募集チラシを横浜市商店街総連合会に加盟する全ての商店街に送付したということで、次の45ページ、46ページが送ったチラシになっております。ちなみに、こちらは今年度から本格実施としたのですが、昨年度は村上副会長のご協力・ご支援を受けまして、和田町商店街で同様の取り組みを行いました。そこでの実績を踏まえまして、昨年度は和田町商店街さんだけにお願いをするという形をとったのですが、今年度はチラシをまいて、各商店街から手を挙げてもらうという方法にたどり着くことができました。やはり、和田町商店街さんのときにも、看板をつけたけれどもその後、余り気にしていないよと、そんな声も聞かれましたので、こういった取り組みが必要なのではないかということで考えております。

スケジュールでございますが、昨年の8月に先程の45ページのチラシを配布しました。9月に募集を締め切ったところ、5団体から応募がありました。12月に、先程の広告業団体である神奈川県広告美術協会がまず事前の調査を行いました。今現在、1月から2月にかけて、順次まち歩きを実施中ということで、2番にあるように5つの商店街さんで実施しております。戸塚区の戸塚旭町通商店街さんからスタートしまして、現在4つ目の中区伊勢佐木町7丁目商栄会まで終わっています。来週に、中区の元町エスエス会さんを歩くということを想定しています。実際、どんなふうこれを実施しているかという、事前に会議室などで、30分程度なのですが、資料を使って安全管理の重要性ですとか、過去の事故事例、看板のチェックポイントなどを説明します。その後、商店街の方々も一緒に実際に看板を見て、先程ペーパーで示したポイントというのはこういうところですよというのを、現物を見ながら説明して歩いています。終わりましたら15分程度振り返りというところです。皆様からは実際にはやはり和田町商店街さんと同じで余り看板を見なかったなとか、結構さびが出ていたけれども、日常光景だったので余り安全性を気にしていなかったなとか、そんな声も聞かれていますので、引き続き31年度も同じような取り組みを実施したいと考えているところでございます。説明は以上になります。

**(村上副会長)**

昨年度、私は和田町商店街で点検させていただきました。本当にありがとうございました。ふだん、毎日見ている看板は、意外と安全性についてはそれぞれの店主が余り関心がなかったと思うのです。実際説明を受けて、点検の仕方も聞きながら一緒に専門家の方々と回ることによって、いかに危ない看板があったのかということを確認いたしまして、それ以後安全性についての見方、考え方も、商店主も少しずつ変わってきているような気がします。そんなわけで、今回は5商店街でございますが、できるだけ広い範囲で点検の指導をしていただければ、大変安全性に将来プラスになるのかなと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。何かご質問、ご意見はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、きょうの議事は全て終了いたしましたので、事務局に返したいと思ひます。どうもお疲れさまでした。

**(事務局) 嶋田景観調整課長**

どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で作成いたしまして、委員の皆様にご確認していただいた後、会長に最終的な確認をお願いしたいと思っております。

次回ですけれども、この審議会は大体年2回行っておりまして、6月から7月ぐらいにできたらと思っておりますが、また日程調整させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

	<p>閉 会</p> <p><b>(事務局) 鵜田景観調整課長</b></p> <p>きょうは初めての会合ということで、盛りだくさんにし過ぎて申しわけございませんでした。2時間弱と申しましたが、2時間ほどかかってしまいました。長い時間にわたりまして、どうもありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第62回横浜市屋外広告物審議会資料</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の審議会は、6～7月ごろの開催を予定。</li> </ul>